

6 騒音・振動・悪臭

1. 騒音

騒音規制法に基づく指定地域の区分

表 6-1 騒音規制法に基づく指定地域の区分

騒音規制地域の区分		原則として準拠する 用途地域区分	環境基準に係る 地域の類型
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域	A
		第2種低層住居専用地域	
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種中高層住居専用地域	
		第2種中高層住居専用地域	
		第1種住居地域	B
		第2種住居地域	
		準住居地域	
第3種区域	住居の用に合わせ商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域	C
		商業地域	
		準工業地域	
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	工業地域	
指定外		工業専用地域	指定外
		用途地域以外の地域	

(県告示：昭和47年4月7日、改定：平成11年3月30日)

(越前市告示：平成23年11月1日) ※一部例外地域あり。

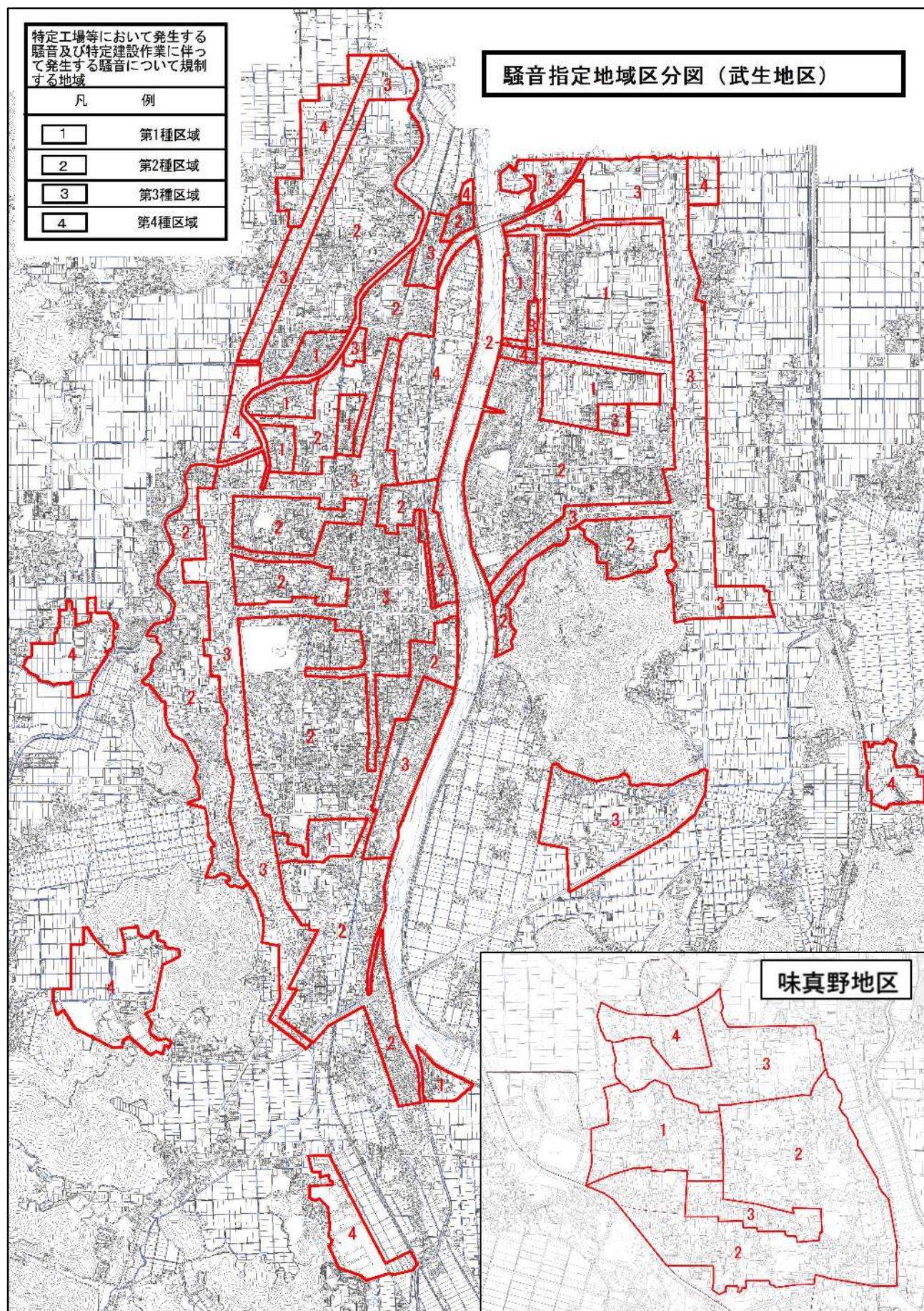


図 6-2 騒音規制地域図（武生地区）（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

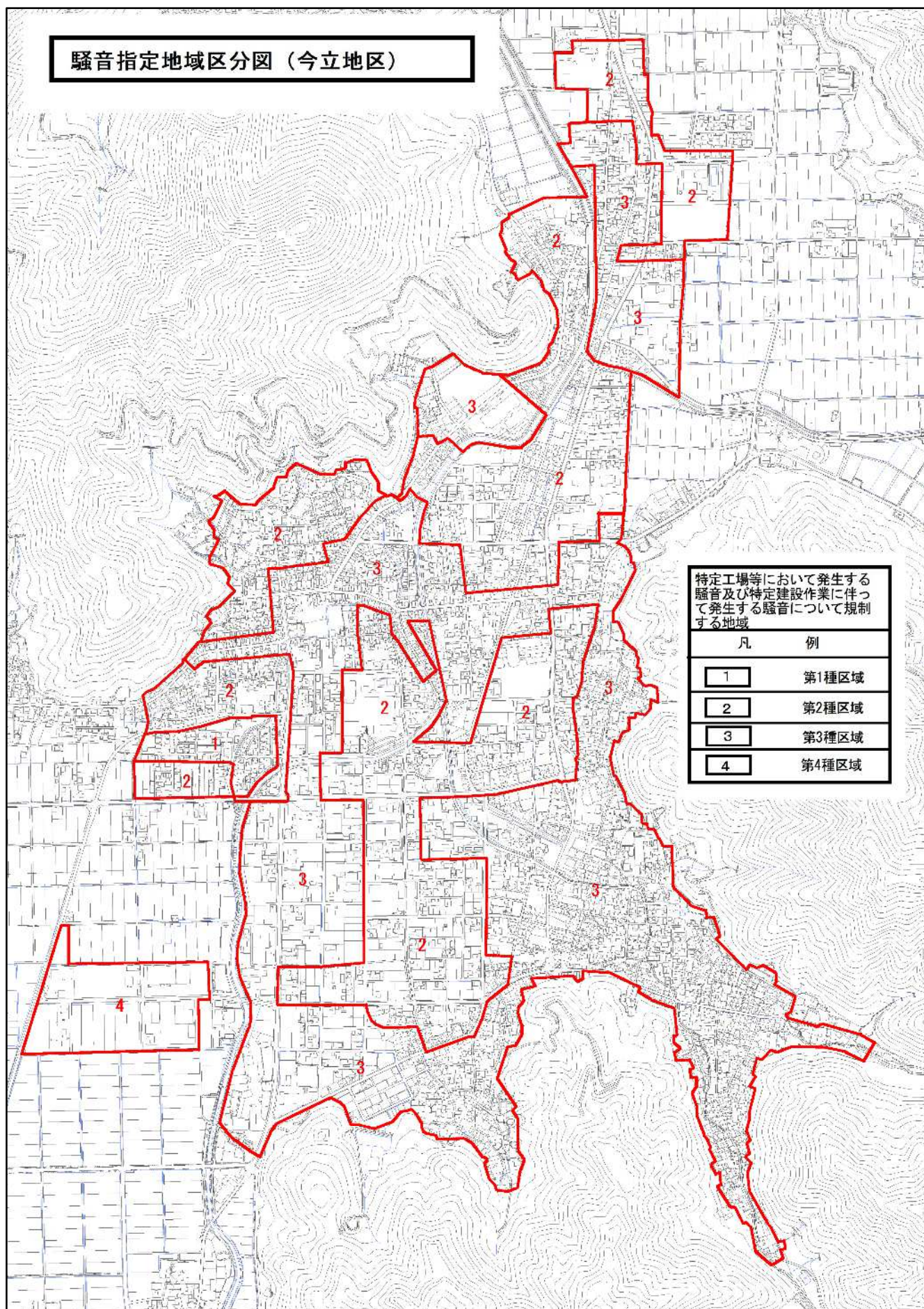


図 6-3 騒音規制地域図（今立地区）（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

騒音の環境基準

① 一般地域

表 6-4 一般地域における環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※AA 類型は、越前市内にはありません。

② 道路に面する地域

表 6-5 道路に面する地域における環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線（※1）以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※1 2 車線以下…道路端より 15m の範囲 / 2 車線を越える…道路端より 20m の範囲

表 6-6 幹線交通（※2）を担う道路に近接する空間についての特例基準

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
（注）個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を、主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下）によることができる。	

※2 幹線交通を担う道路…高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市道

（注）1. 時間の区分

- （1）昼間午前 6 時～午後 10 時
- （2）夜間午後 10 時～翌午前 6 時

2. 地域の類型

- （1）地域の類型をあてはめる地域は市長が指定する。（※1）（表 6-1 を参照）
- （2）地域の類型は、原則として都市計画法に定める用途地域に準拠する。
- （3）A A 地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合している地域など特に静穏を要する地域とする。

3. 評価方法

- （1）評価手法：時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価する。
- （2）測定方法：JIS Z 8731 による。
- （3）測定日：騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定する。
- （4）測定場所：原則として建物から道路側へ 1～2m の地点で測定する。著しい騒音を発生する工場、事業場、建設作業の場所などは除外する。

4. 環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。

③ 自動車騒音に係る要請限度

指定地域内における自動車騒音が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

表 6-7 指定地域ごとの自動車騒音に係る要請限度

都市計画法用途地域	自動車騒音 の要請限度	要請限度(LAeq)		環境基準(LAeq)	
		1 車線	2 車線以上	道路に面した地域	一般地域
第 1 種低層住居専用地域	a 区域	a 区域 b 区域	a 区域 70/65 (75/70)	A 地域 (2 車線以上) 60/55 (70/65)	A 地域 B 地域
第 2 種低層住居専用地域					
第 1 種中高層住居専用地域					
第 2 種中高層住居専用地域					
第 1 種住居地域	b 区域	65/55 (75/70)	b 区域	B 地域 (2 車線以上)	55/45
第 2 種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域	c 区域	c 区域 (車線を有する道路) 75/70 (75/70)	c 区域 (車線を有する道路) 75/70 (75/70)	C 地域 (車線を有する道路) 65/60 (70/65)	C 地域
第 3 種区域商業地域					
準工業地域					
工業地域					

(注 1) 数値は要請限度値で、昼間/夜間の値

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から午前 6 時まで

(注 2) () 内の値は、幹線道路を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下：道路の敷地境界線から 15m まで

2 車 線 超：道路の敷地境界線から 20m まで

(注 3) 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、自動車専用道路

④ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年環境庁告示）が定められており、この基準をもって、福井県は平成 29 年度 3 月 24 日付福井県告示により、新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ 300 メートルの範囲について、地域類型を当てはめる地域を下記のとおり指定しました。

表 6-8 用途地域における新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型		地域の区分		基準値
当てはめる地域	I	用途地域	第 1 種低層住居専用地域	70 dB 以下
			第 2 種低層住居専用地域	
			第 1 種中高層住居専用地域	
			第 2 種中高層住居専用地域	
			第 1 種居住地域	
			第 2 種居住地域	
			準居住地域	
		その他の地域	主として住居の用に供する地域	
	II	用途地域	近隣商業地域	75 dB 以下
			商業地域	
			準工業地域	
			工業地域	
		その他の地域	I 類型以外の区域のうち、主として商工業の用に供する地域	

（注 1）測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

（注 2）測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

（注 3）測定時期は、特殊な気候条件にある時期及び列車速度が通常より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。

（注 4）評価は、（注 1）のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

（注 5）測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

（注 6）午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。

特定工場等から発生する騒音の規制基準

- a) 対象:指定地域内で特定施設（表 6-10 参照）を設置する工場または事業場
- b) 届出:特定施設の設置、変更（工事開始の 30 日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30 日以内）の届出が必要
- c) 基準:指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない

表 6-9 指定地域における特定工場等から発生する騒音の規制基準

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6 時～8 時	8 時～19 時	19 時～22 時	22 時～翌朝 6 時
第 1 種区域	45	50	40	40
第 2 種区域	50	60	50	45
第 3 種区域	60	65	60	55
第 4 種区域	65	70	65	60

- (注)1 第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内にある、次の施設の周辺概ね 50m の区域内における規制基準は、上表の基準値から 5 dB を減じた値とする。
- 2 学校(学校教育法第 1 条)、保育所(児童福祉法第 7 条)、患者の収容施設を有する病院及び診療所(医療法第 1 条の 5 第 1 項、2 項)、図書館(図書館法第 2 条第 1 項)、特別養護老人ホーム(老人福祉法第 14 条第 1 項第 2 号)、幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項)

測定方法

1. JIS Z 8731 に定める音圧レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動がない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジ上端の数値とする。
2. 測定は計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路は A 特性、動特性は速い動特性 (FAST) とする。

騒音規制法に定める特定施設及び届出状況

表 6-10 特定施設の届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

施設の種類の種類	摘要	届出状況	
		工場実数	施設数
(1)金属加工機械		78	654
イ) 圧延機械	原動機の定格出力の合計 22.5kW 以上のもの		
ロ) 製管機械			
ハ) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの		
ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く		
ホ) 機械プレス	呼び加圧能力 294KN 以上のもの		
ヘ) せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの		
ト) 鍛造機			
チ) ワイヤフォーミングマシン			
リ) プラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く		
ヌ) タンブラー			
ル) 切断機	といしを用いるものに限る		
(2) 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	55	1661
(3) 土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	3	13
(4)織機	原動機を用いるもの	116	3,560
(5)建設用資材製造機械		6	8
イ) コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0.45m³ 以上のもの		
ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量 200 kg以上のもの		
(6) 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	0	0
(7)木材加工機械		38	109
イ) ドラムバーカー			
ロ) チッパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
ハ) 碎木機			
ニ) 帯のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの 木工用のものにあつては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
ホ) 丸のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの 木工用のものにあつては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
ヘ) かな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
(8)抄紙機		24	41
(9)印刷機械	原動機を用いるもの	20	128
(10)合成樹脂用射出成形機		7	38
(11)鋳型造型機	ジョルト式のものに限る	0	0
合計		347	6,212

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

- a) 対象：指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1 日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く
- b) 届出：作業実施の届出（作業開始の 7 日前まで）が必要
- c) 基準：特定建設作業の規制基準

表 6-11 特定建設作業における騒音の規制基準

1) 騒音の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で 85 dB 以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
3) 1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間 第 2 号区域：1 日につき 14 時間
4) 作業期間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

- 区域の区分（昭和 47 年 10 月 20 日福井県告示、平成 23 年 11 日 1 日越前市告示）
第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全区域並びに第 4 種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院
及び患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホーム、(カ)幼保連携型認定
こども園の敷地の周囲概ね 80 m 以内の区域
第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域
- 測定方法等は特定工場等の測定方法と同様（P. 87 参照）

騒音規制法に定める特定建設作業及び届出状況

表 6-12 特定建設作業の届出状況 令和 6 年 3 月 31 日現在

次の機械を使用する作業	適 用	令和 5 年度 届出件数
① くい打機、くい抜機、くい打 くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用 する作業を除く	1
② びょう打機を使用する作業		-
③ さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業 に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を越えない作業に限る	9
④ 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が 15 kW 以上のものに限る（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	0
⑤ コンクリートプラント又はア スファルトを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは 0.45 m³ 以上、アスファル トプラントは 200 kg 以上のものに限る（モルタル製造のためにコン クリートプラントを設けて行う作業を除く）	-
⑥ バックホウを使用する作業	原動機の定格出力 80 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く	11
⑦ トラクターショベルを使用 する作業	原動機の定格出力 70 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く	-
⑧ ブルドーザーを使用する 作業	原動機の定格出力 40 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く	-
合計		21

福井県公害防止条例に定める騒音の規制基準

① 特定工場に関する規制

a) 対象：条例第2条に基づく特定工場（①または②）

① 通常の排水量が3,000m³/日以上以上の工場又は事業場（紙又はパルプ製造は2,000m³/日以上）

② 通常の燃料使用量が600kg/時（重油換算）以上の工場又は事業場

b) 届出：設置、変更（受理後60日以降に工事）、氏名変更、承継、全廃（30日以内）

c) 基準：規制基準（規則第6条別表第4）

表 6-13 福井県公害防止条例に定める騒音の規制基準

（単位：dB）

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時から8時	8時から19時	19時から22時	22時から翌朝6時
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	55	60	55	55

注) 1. 騒音規制法の対象となる事業場は適用しない。

2. 測定方法等は、騒音規制法に準ずる。

3. 第1種区域及び第5種区域以外の区域内にある学校等の周囲50m以内の区域は、5 dB 減じる。

表 6-14 条例に基づく用途地域区分

区 域	用 途 地 域 区 分
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第 2 種 区 域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 区 域	工業地域
第 5 種 区 域	工業専用地域
そ の 他 の 区 域	上記以外の地域

② 深夜騒音等に関する規制

表 6-15 深夜騒音等に関する規制に係る対象の営業の種類

営業の種類（規則第 26 条）	適 用 条 件
① 飲食店営業、喫茶店営業	食品衛生法施行令第 5 条第 1 号、2 号によるもの（風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業及び祭礼、慣習行事においての営業を除く）
② カラオケ装置を使用させての営業	風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業を除く
③ ボウリング場営業	
④ 車両洗車装置を使用する営業	

表 6-16 深夜騒音に係る規制基準

（単位：dB）

区 域	午後 11 時～翌午前 0 時	午前 0 時～午前 5 時
第 1 ・ 2 種 区 域	50	45
第 3 種 区 域	60	55
第 4 ・ 5 種 区 域、その他の区域	55	50

注）1. 区域は P. 91 の A）特定工場に係る規制 と同一区域

2. 敷地境界線で測定する。その他の測定方法は騒音規制に準ずる。

3. 第 4 ・ 5 種区域、その他の区域において、周囲概ね 50m 以内に住宅等がない場合は適用しない。

（参考）

表 6-17 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 15 条による規制

（単位：dB）

区 域	昼 間	夜 間	深 夜
	日出時～日没時	日没時～翌午前 0 時	翌午前 0 時～日出時
第 1 種低層住居専用地域～準住居地域	55	50	45
近隣商業地域～準工業地域	65	60	55
上記以外の地域	60	55	50

（県条例第 53 号：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

③ 拡声器の使用による放送の制限（第 41 条）

何人も、午後 9 時から翌日の午前 8 時までの間は、屋外において拡声器の使用による放送をしてはならない。

ただし、公共のためにする広報その他規則で定める場合は、この限りでない。

④ 近隣静穏の保持（第 46 条）

何人も、住居が集合している地域においては、音響機器、楽器等の使用その他の日常生活に伴って発生する騒音および資材または機材の搬入または搬出その他の事業活動に伴って発生する騒音または振動による公害を生ずることのないように自ら配慮することにより、近隣の静穏の保持に努めなければならない。

2. 振動

振動規制法に基づく指定地域の区分

表 6-18 振動規制法に基づく指定地域の区分

振動の規制地域の区分		騒音規制地域の区分
第 1 種区域	・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第 1 種区域 第 2 種区域
第 2 種区域	・住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域 ・主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第 3 種区域 第 4 種区域

(県告示：昭和 53 年 3 月 3 日、改正：昭和 60 年 3 月 1 日)

(越前市告示：平成 23 年 11 月 1 日)

特定工場等から発生する振動の規制基準

- 対象：指定地域内で特定施設（表 6-22 参照）を設置する工場又は事業場
- 届出：特定施設の設置、変更（工事開始の 30 日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30 日以内）の届出が必要
- 基準：指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない

表 6-19 指定地域における特定工場等から発生する振動の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～翌朝 6 時
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

注) 1. 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m 以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5dB を減じた値とする。

2. 振動の測定方法（振動ピックアップの設置場所）

- 緩衝物がなく、かつ十分踏み固め等の行われている堅い場所
- 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

3. 振動加速度レベルの決定は次のとおりとする。

- 測定器の指示値が変動しない、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 測定器の指示値が周期的、又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 測定器の指示値が不規則、かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔個数の測定値の 80 レンジの上端の数値とする。

4. 測定機器は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う。この場合、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

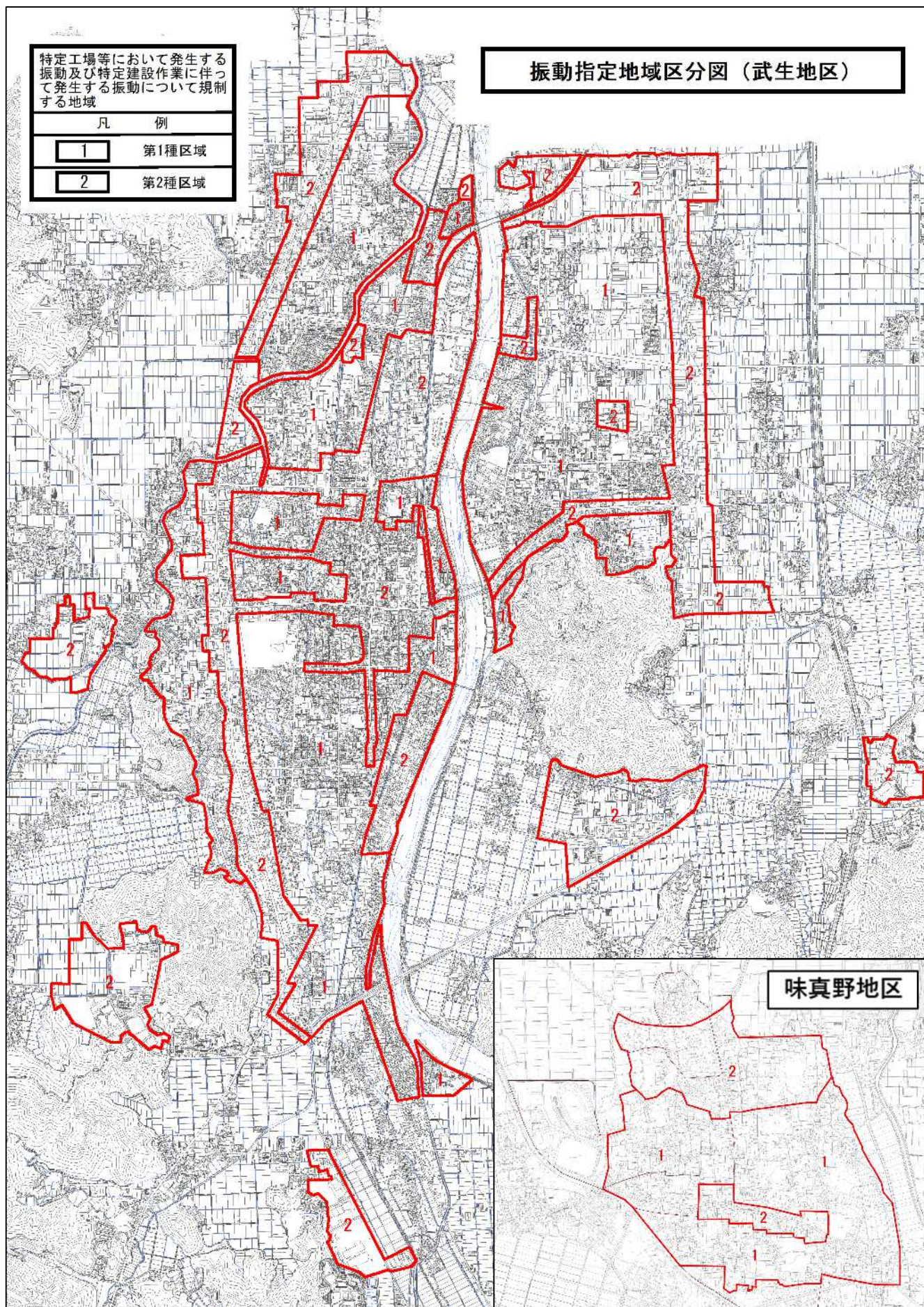


図 6-20 振動規制地域（武生地区）

（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

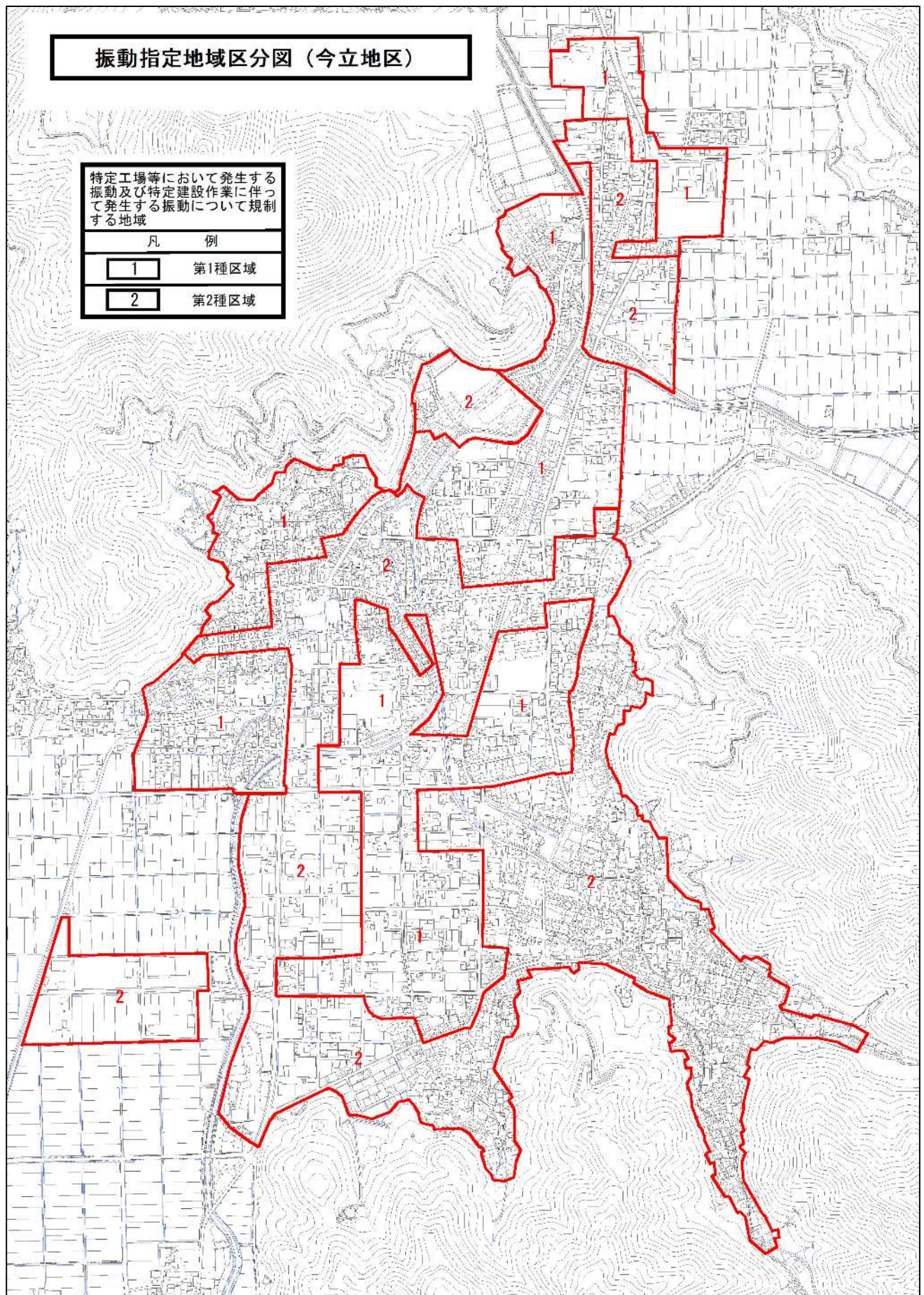


図 6-21 振動規制地域（今立地区）（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

振動規制法に定める特定施設及び届出状況

表 6-22 特定施設及び届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

施設の種類	摘 要	届出状況	
		工場実数	施設数
(1)金属加工機械		66	483
イ) 液圧プレス	矯正プレスを除く。		
ロ) 機械プレス			
ハ) せん断機	原動機の定格出力 1kW 以上のもの。		
ニ) 鍛造機			
ホ) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力 37.5kW 以上のもの。		
(2)圧縮機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。	49	395
(3)土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。	4	13
(4)織機	原動機を用いるもの。	95	2,952
(5)コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの。	0	0
コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの。		
コンクリート柱製造機械			
(6)木材加工機械		4	4
イ) ドラムバーカー			
ロ) チッパー	原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。		
(7)印刷機械	原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。	12	28
(8)ゴム練用または合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の 定格出力が 30kW 以上のもの。	1	13
(9)合成樹脂用射出成形機		4	37
(10)鋳型造型機	ジョルト式のもの。	0	0
	合計	235	3,925

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

- a) 対象：指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く
- b) 届出：作業実施の届出（作業開始の7日前まで）が必要
- c) 基準：特定建設作業の規制基準

表 6-23 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

1) 振動の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で 75dB 以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
3) 1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間 第 2 号区域：1 日につき 14 時間
4) 作業期間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

振動規制法に定める特定建設作業及び届出状況

表 6-24 特定建設作業の届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

次の機械を使用する作業	適用条件	令和 5 年度 届出件数
① くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。	1
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		-
③ 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。	-
④ ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。	9
	合計	10

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第 16 条）

指定地域内における道路交通振動が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわ
 れていると認められるときは、道路管理者に対し防止のための舗装・維持・修繕の措置を、又は県公安委
 員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

表 6-25 指定地域ごとの道路交通振動に係る要請限度 (単位：dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

※ 学校、病院等、特に静穏を必要とする施設周辺の道路における振動限度は、同表に定める値から 5 dB 減じ
 た値とする。

- 備考
- 時間の区分及び区域の区分は特定工場等規制地域と同様
 - 振動の測定は当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
 - 振動加速度レベルは 5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。
 - 測定場所は、道路の敷地境界線とする。

3. 悪臭

悪臭防止法に基づく指定地域の区分

表 6-26 悪臭防止法に基づく指定地域の区分

悪臭規制地域の区分		原則として準拠する 用途地域区分
A 区 域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居のように供されているため、静穏の保持を必要とする区域、並びに住居の用に合わせ商業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、悪臭等の発生を防止する必要がある区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
B 区 域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい悪臭等の発生を防止する必要がある区域	準工業地域
		工業地域
指 定 外	A及びB以外の地域	工業専用地域
		用途地域以外の地域

対 象：規制地域内の工場その他の事業場

規制地域：ア）（県告示：昭和49年3月15日、越前市告示：平成23年11月1日）

イ）（県告示：昭和53年3月3日、越前市告示：令和3年4月1日）

（平成23年11月1日越前市告示第138号に定める規制地域（図6-27）については、硫化水素に係る規制基準はこれを適用せず、規制基準（表6-28）による。）

規制基準：（1）敷地境界線における基準（法第4条第1号に掲げる基準）

（2）排出口における基準（法第4条第2号に掲げる基準）

（3）排出水中における基準（法第4条第3号に掲げる基準）

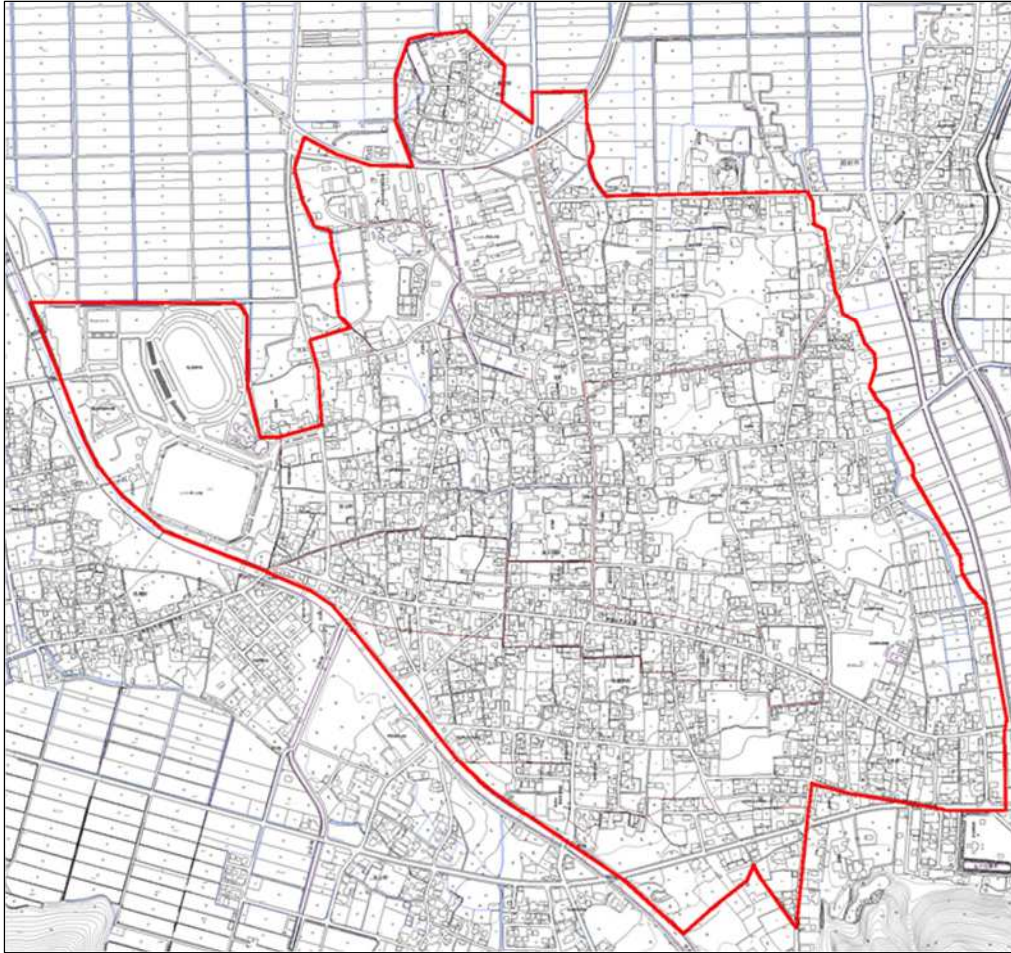


図 6-27 悪臭規制地域（ア）（平成 23 年 11 月 1 日 越前市告示 第 138 号）

表 6-28 悪臭規制地域（ア）における規制基準

規制物質名	規 制 基 準		
	(1) 敷地境界線における 規制基準	(2) 排出口における規制基準	(3) 排出水中における規制基準
硫化水素	0.02 ppm	(1)の基準を基礎として悪臭防止 法施行規則第 3 条に定める方法 により算出して得た流量	(1)の基準を基礎として悪臭防止 法施行規則第 4 条に定める方法 により算出して得た流量

悪臭防止法に基づく規制基準

表 6-29 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類		(1) 敷地境界線における規制基準 (単位：ppm)		(2) 排出口における 規制基準	(3) 排出水中における 規制基準
		A 区域	B 区域		
1	アンモニア	1	2	○	
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
3	硫化水素	0.02	0.06	○	○
4	硫化メチル	0.01	0.05		○
5	二硫化メチル	0.009	0.03		○
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1		
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	○	
12	イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	○	
13	イソブタノール	0.9	4	○	
14	酢酸エチル	3	7	○	
15	メチルイソブチルケトン	1	3	○	
16	トルエン	10	30	○	
17	スチレン	0.4	0.8		
18	キシレン	1	2	○	
19	プロピオン酸	0.03	0.07		
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002		
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
22	イソ吉草酸	0.001	0.004		

※(2)排出口の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した流量

※(3)排出水中の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度

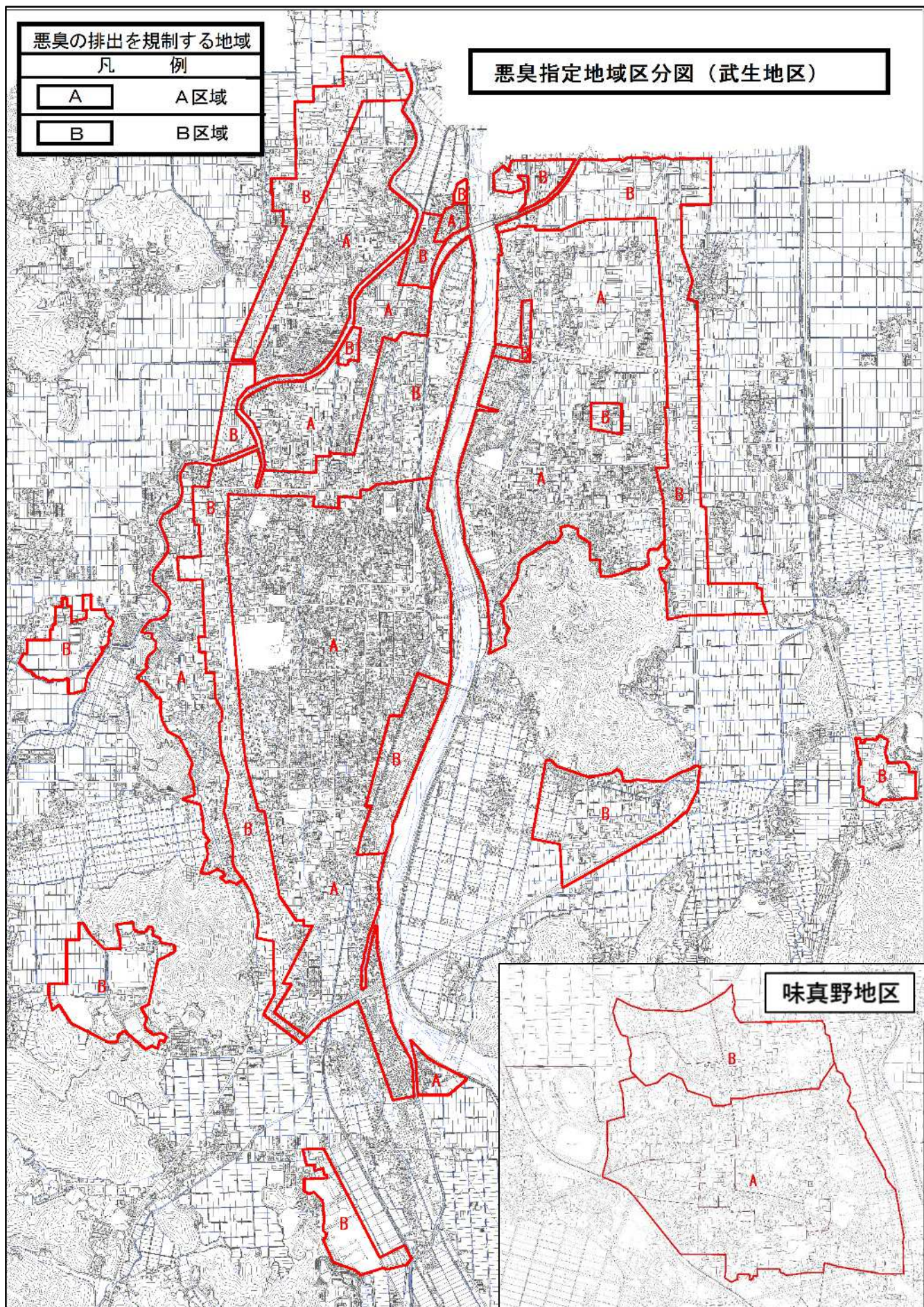


図 6-30 悪臭規制地域（イ）武生地区（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

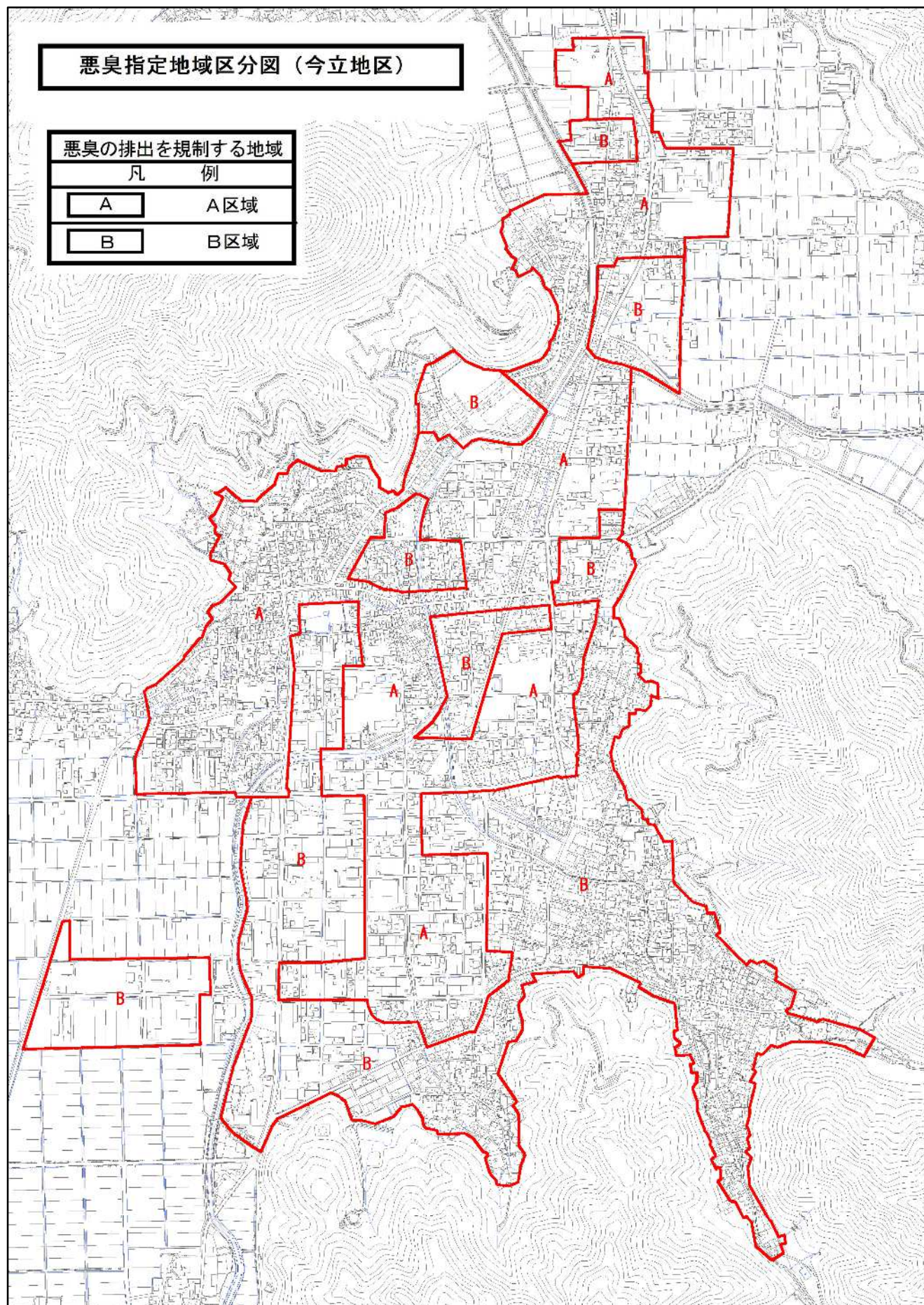


図 6-31 悪臭規制地域（イ）今立地区 （令和 3 年 4 日 1 日 越前市告示 第 50 号）

福井県公害防止条例に定める特定工場に係る悪臭の規制基準

- a) 対象：特定施設を設置している工場等
 - b) 届出：設置、変更（受理後 30 日以降着工可）、氏名変更、廃止（30 日以内）
 - c) 基準：工場等の敷地境界線において臭気指数 18 以下
- 注）悪臭防止法による規制地域以外の地域について適用する

福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設及び届出状況

表 6-32 特定施設届出状況 令和 6 年 3 月 31 日現在

特 定 施 設 の 種 類			届出状況	
			工場数	施設数
1	牛(生後 2 ヶ月未満のものを除く) 10 頭以上 豚(生後 2 ヶ月未満のものを除く) 50 頭以上 鶏(生後 30 日未満のものを除く)1,000 羽以上の飼養場において用いる施設	① 飼養施設 ② 飼料調理施設（加熱するもの） ③ ふん尿処理施設	7	20
2	鶏糞の乾燥または焼却を行う工場において用いる施設	① 乾燥施設 ② 焼却施設	1	1
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設	(省略)	0	0
4	化製場において用いる施設	(省略)	0	0

悪臭に係る事業所調査結果

表 6-33 事業所立ち入り調査結果

調査事業所数	事業所 No.	調査項目	規制法令・条例・協定	検体数	違反検体数
1	1	硫化水素	条例	4	1

悪臭物質の臭気強度別濃度

表 6-34 悪臭物質の臭気強度別濃度 単位：ppm

悪臭物質名	臭いの強さ	やっとな感知できる臭い	何の臭いであるかわかる弱い臭い	A 地域 規制基準	楽に感知できる臭い	強い臭い	強烈な臭い
	臭いの特徴				B 地域 規制基準		
	臭 気 強 度	1	2	2.5	3	4	5
	臭気指数（換算値）			10～15	12～18		
ア ン モ ニ ア	刺激臭・し尿臭	0.1	0.6	1	2	10	40
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.03	0.2
硫 化 水 素	腐卵臭	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.7	8
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.8	2
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.3	3
トリメチルアミン	腐魚臭	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.2	3
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.002	0.01	0.05	0.1	1	10
ス チ レ ン	都市ガス臭	0.03	0.2	0.4	0.8	4	20
プ ロ ピ オン 酸	すっぱいような刺激臭	0.002	0.01	0.03	0.07	0.4	2
ノ ル マ ル 酪 酸	汗くさい臭	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.02	0.09
ノ ル マ ル 吉 草 酸	むれたくつ下臭	0.001	0.0005	0.0009	0.002	0.008	0.04
イ ソ 吉 草 酸	むれたくつ下臭	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.03	0.3

道路交通騒音調査結果

1 調査概要

① 評価区間

表 6-35 評価区間

センサス区間番号	路 線 名	評 価 区 間	車線数
20904	一般国道 8 号線	越前市塚町～越前市横市町	4

② 測定地点

表 6-36 調査路線・地点名

センサス区間番号	測定地点所在地	測定地点住所	測定地点名称
20904	一般国道 8 号線	越前市横市町	民有地

以上の調査区間において、調査路線の評価区間及び測定地点の図を「①位置図（騒音測定箇所、評価区間）」（図 6-38）に、騒音測定箇所の平面図および横断面図を「②詳細図（騒音測定箇所における平面図・横断面図）」（図 6-39）に示す。

③ 現地測定日

表 6-37 調査年月日・時間

路線名	道路端レベル調査年月日・時間	交通条件調査年月日・時間
一般国道 8 号線	令和 5 年 10 月 17 日 6:00 ～ 18 日 6:00	令和 5 年 10 月 17 日 昼間：9:00～9:10 15:00～15:10 夜間：22:00～22:10 23:00～23:10

図 6-38 位置図（騒音測定箇所、評価区間）

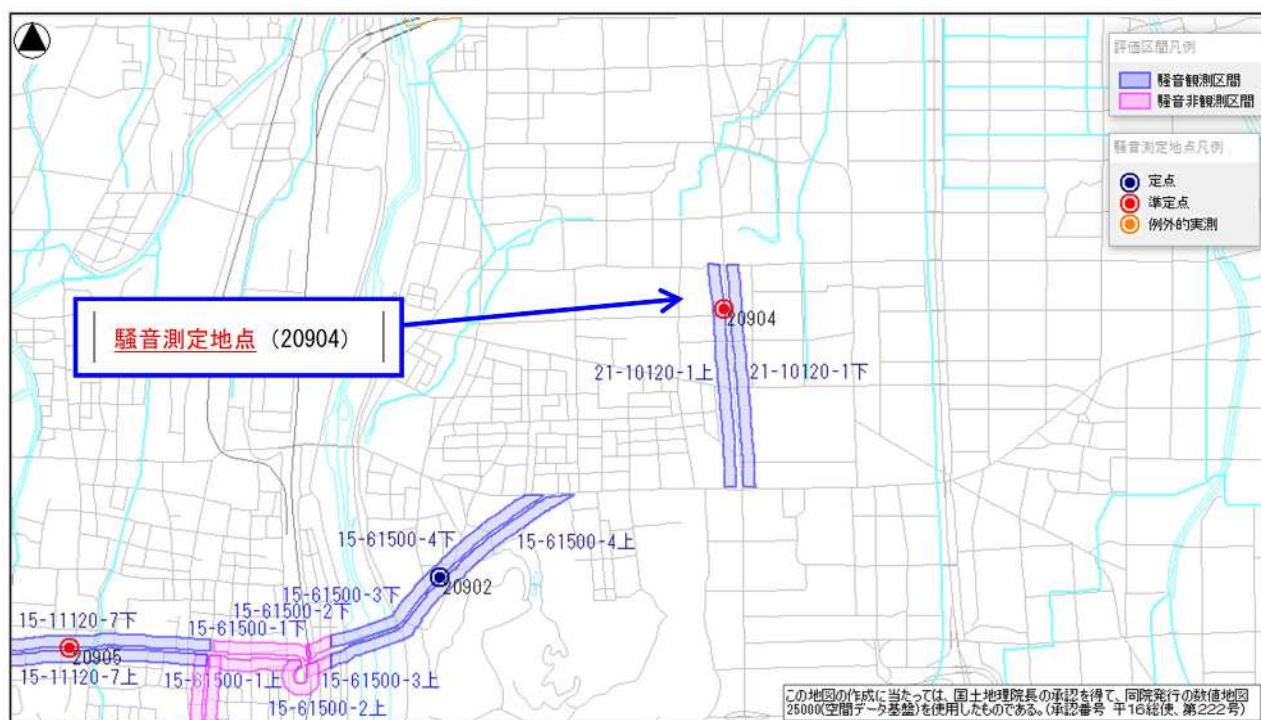
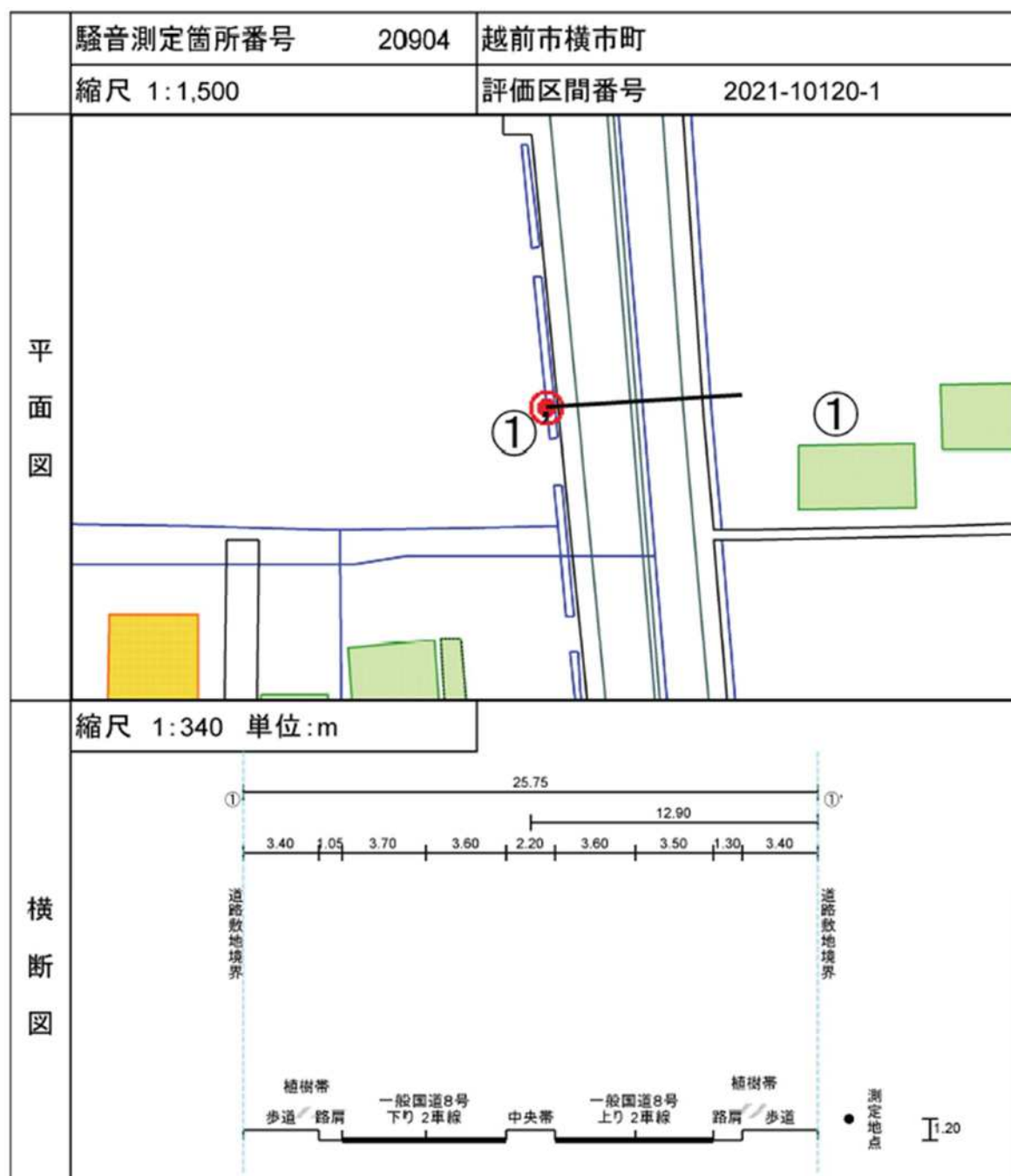


図 6-39 詳細図（騒音測定箇所における平面図・横断面図）



2 調査概要

① 評価区間

道路端騒音レベル及び残留騒音レベルの測定結果を表 6-40 に示す。測定地点ごとの 1 時間値は表 6-41 に経時変化のグラフ図 6-42 と合わせて示す。

表 6-40 道路騒音レベル・残留騒音レベル一覧

路線名	騒音測定地点	時間帯	道路端騒音レベル L _{Aeq} (dB)	残留騒音レベル (dB)
一般国道 8 号線	越前市横市町	昼間	71	42
		夜間	66	36

マイクロフォンの高さ：1.5 [m]、周波数補正特性：A特性、動特性：F A S T

表 6-41 騒音レベル測定結果（調査路線別）

測定地点：一般国道 8 号線「越前市横市町」

測定開始：令和 5 年 10 月 17 日 6:00～ 令和 5 年 10 月 18 日 6:00

時間 区分	観測時間	等価騒音 レベル (dB)	時間率騒音レベル (dB)					騒音レベル の最大値 (dB)	騒音レベル の最小値 (dB)
		L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}	L _{Amax}	L _{Amin}
昼 間	6:00～ 7:00	70.6	76.7	74.6	64.6	52.2	49.2	89.0	39.5
	7:00～ 8:00	72.9	78.2	77.0	70.8	57.0	51.1	85.3	43.6
	8:00～ 9:00	72.4	77.7	76.5	70.0	57.0	53.2	85.8	46.0
	9:00～10:00	71.3	77.1	75.5	67.8	55.9	53.0	85.6	43.3
	10:00～11:00	70.6	76.3	74.7	67.6	55.4	52.0	84.8	41.0
	11:00～12:00	70.4	76.0	74.6	67.5	54.7	51.4	83.9	41.0
	12:00～13:00	70.3	75.9	74.6	67.2	52.4	48.9	83.9	41.8
	13:00～14:00	70.2	75.7	74.2	67.2	54.4	50.5	86.6	44.3
	14:00～15:00	70.2	75.5	74.2	67.3	55.2	52.0	85.7	44.7
	15:00～16:00	70.7	76.2	74.7	67.3	55.6	52.4	84.2	46.4
	16:00～17:00	70.6	75.9	74.6	67.7	55.6	52.4	87.3	46.8
	17:00～18:00	70.9	76.0	74.8	68.9	57.1	53.0	83.5	46.4
	18:00～19:00	71.5	76.8	75.4	68.8	55.9	51.8	90.4	44.4
	19:00～20:00	71.2	77.0	75.4	67.9	54.3	50.1	87.4	40.3
	20:00～21:00	70.3	76.7	74.7	64.6	50.2	47.0	86.8	41.0
	21:00～22:00	69.6	76.0	73.9	63.0	47.9	45.2	86.1	39.5
夜 間	22:00～23:00	68.8	75.4	72.7	61.3	47.3	44.9	89.3	38.9
	23:00～ 0:00	66.2	72.8	69.9	55.7	43.9	42.1	87.0	37.5
	0:00～ 1:00	66.4	73.0	69.6	55.5	44.3	42.5	85.2	37.6
	1:00～ 2:00	65.2	72.0	68.5	53.5	43.1	41.7	84.1	37.7
	2:00～ 3:00	64.5	70.4	66.6	50.2	41.5	40.5	85.3	36.6
	3:00～ 4:00	64.5	70.9	67.6	52.9	42.9	41.4	83.1	36.1
	4:00～ 5:00	65.5	72.5	68.9	54.1	43.3	41.9	85.0	36.4
	5:00～ 6:00	67.3	74.0	70.9	57.9	46.6	44.4	87.5	38.1
昼間		71	76	75	67	54	51	90.4	39.5
夜間		66	73	69	55	44	42	89.3	36.1

備考 昼間は6時から22時、夜間は22時から6時までの平均であり、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均より算出した。なお、騒音レベルの最大値は各時間区分内の最大の値を示す。

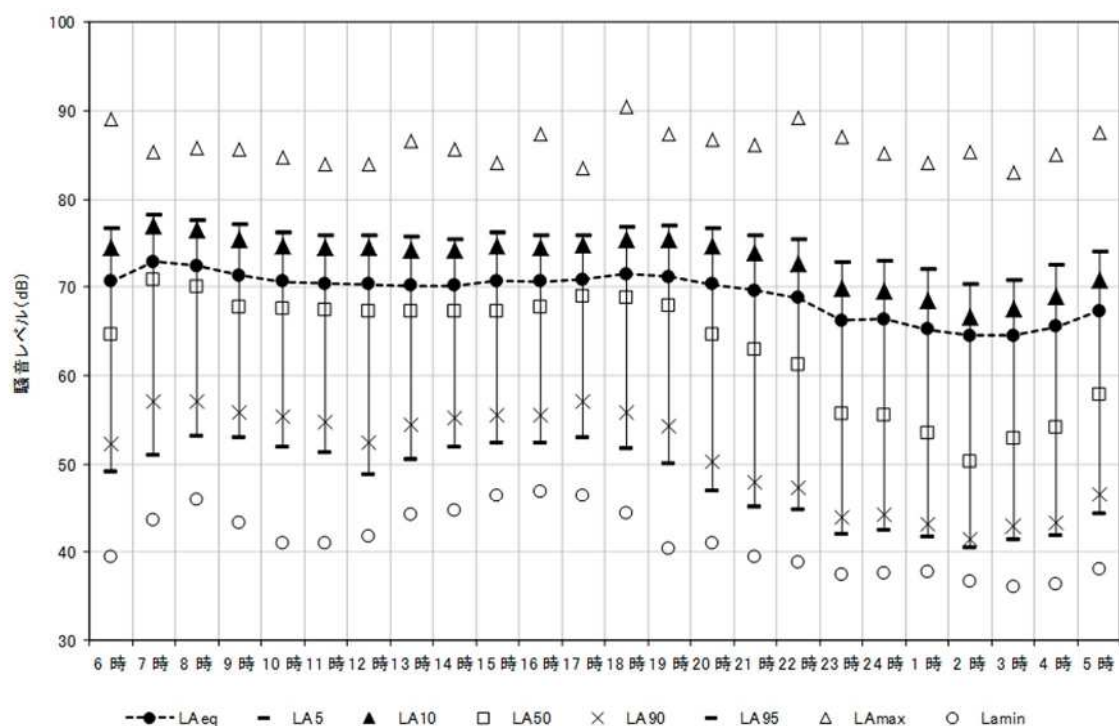


図 6-42 騒音レベルの経時変化

表 6-43 交通量及び走行速度測定結果

測定 地点 番号	調査路線名	評価 区間 番号	時間帯	測定 時間	交通量 〔台/10min〕	大型車 混入率 〔%〕	平均走行 速度 〔km/h〕
(20904)	一般国道 8 号線	10120-1	〔昼間〕	9～10	227	16.9	57.4
				15～16	267	21.4	57.4
			〔夜間〕	22～23	111	27.5	61.5
				23～24	60	22.0	61.1

表 6-44 交通量（車種別）及び走行速度測定結果

時間 帯	観測 時間	実測時間内交通量〔台〕									
		上り					下り				
		大型車	小型車	自動 二輪車	(計)	大型車 混入率 〔%〕	大型車	小型車	自動 二輪車	(計)	大型車 混入率 〔%〕
昼 間	9～10	17	113	1	131	13.1	21	74	1	96	22.1
	15～16	33	123	0	156	21.2	24	86	1	111	21.8
夜 間	22～23	13	46	2	61	22.0	17	33	0	50	34.0
	23～24	6	16	0	22	27.3	7	30	1	38	18.9
時間 帯	計測 時間	平均走行速度〔km/h〕				平均走行速度観測台数〔台〕					
		上り		下り		上り		下り			
		大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車		
昼 間	17～18	55.4	59.9	55.3	59.1	10	10	10	10		
	18～19	55.0	59.5	54.5	60.5	10	10	10	10		
夜 間	22～23	60.6	62.7	60.8	62.0	10	10	10	10		
	23～24	57.7	62.2	57.0	65.1	6	10	7	10		
(指定最高速度)						60〔km/h〕					

3 評価区間まとめ

① 評価区間の概要

車線数は4車線であり、道路構造は平坦、舗装種別は排水性舗装となっている。

② 評価結果

道路に面する地域の地域評価は、評価範囲内の近接空間／非近接空間区分、及び環境基準に係る地域の類型ごとの騒音レベル別住居等戸数を算出し、道路に面する地域の環境基準を強化する住居等の戸数及び割合を算出することによって行った。

③ 騒音の面的評価

今回の調査において、一般国道8号線の評価区間（越前市塚町～横市町）において、環境基準を超過する住居等はなく、当該評価区間の環境基準達成率は評価区間全体で100%であった。

表 6-45 環境基準達成割合

路線名	評価区間	評価区間の 区分	評価対象 総住居等 戸数	環境基準達成戸数（戸）			
				昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過
一般国道 8号線	塚町～ 横市町	評価区間全体	13	13	0	0	0
		近接空間	3	3	0	0	0
		非近接空間	10	10	0	0	0

悪臭調査結果

表 6-46 硫化水素の経年変化

局名	統計項目	年 単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
味真野	有効測定日数	(日)	363	363	362	361	361	364	362	363	362	364
	測定時間	(時間)	8,728	8,738	8,725	8,718	8,711	8,748	8,723	8,721	8,720	8,763
	年平均値	(ppm)	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.0053
	1時間値の最高値	(ppm)	0.253	0.145	0.123	0.147	0.109	0.069	0.17	0.117	0.133	0.199
	日平均値の最高値	(ppm)	0.016	0.022	0.01	0.020	0.022	0.02	0.030	0.029	0.034	0.046

表 6-47 硫化水素の月別変化（味真野局）（令和 5 年度）

局名	項 目	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
味真野	有効測定日数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	30	31	29	31
	測定時間	(時間)	720	744	720	730	744	720	744	720	738	744	696	743
	月平均値	(ppm)	0.008	0.009	0.004	0.004	0.001	0.002	0.006	0.005	0.004	0.005	0.008	0.008
	1時間値の最高値	(ppm)	0.099	0.173	0.091	0.084	0.048	0.051	0.199	0.079	0.076	0.09	0.1	0.093
	日平均値の最高値	(ppm)	0.046	0.041	0.033	0.014	0.006	0.009	0.019	0.019	0.032	0.030	0.031	0.037



図 6-48 硫化水素の年平均値の経年変化



図 6-49 硫化水素の月別変化（令和 5 年度）

表 6-50 硫化水素濃度の時間別変化（味真野局）（令和 5 年度）

局 名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
味真野	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.009	0.009	0.009	0.006	0.006
	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
	0.006	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002



図 6-51 時間別変化 (令和 5 年度)

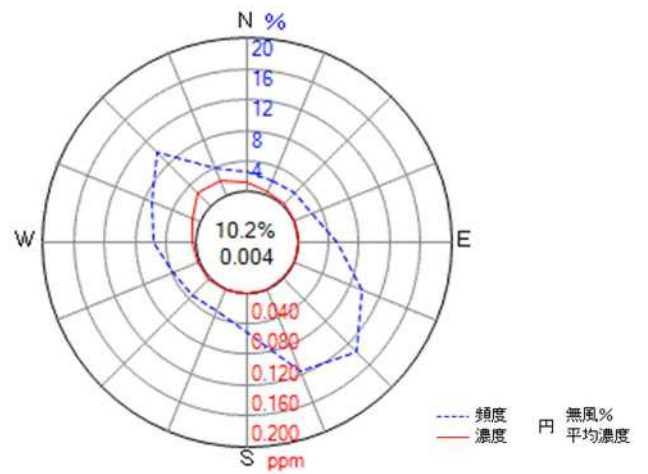


図 6-52 風向別変化 (令和 5 年度)